

大阪市の発達障がい者支援施策



相談

大阪市発達障がい者支援センター「エルムおおさか」 ※大阪市における発達障がい者支援の中核的機関(全年齢層に対応した支援の実施)

(1) 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化

- ・地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関・事業所等への啓発・研修・支援、ペアレンツ・トレーニング等の親支援を実施

区保健福祉センター

早期発見

- ・乳幼児健診、子育て支援室での相談、保育所・幼稚園
- ・保健福祉センターにおける相談（医師、保健師、心理相談員）
- ・4・5歳児発達障がい相談、発達相談
↓ 診断が必要な場合に紹介
- ・リハビリテーションセンター診療所、市民病院等
- ・市立総合医療センター（二次の後送機関）

(2) 乳幼児発達相談体制の強化事業【区長マネジメント】

- ・乳幼児発達障がい相談体制を強化し、早期支援を充実

相談・支援体制

- ・就学・進学相談（小学校・中学校・教育委員会）

(4) ユニバーサルサポート事業

- ・スクールアドバイザー（10名）の派遣等による学校園への指導・助言の実施およびジョブアドバイザー（5名）の配置による就労支援の充実

- ・コーディネーターや教員等への相談支援（特別支援教育推進ルーム）

(5) 発達障がい研修支援事業（教育センター研修機能の強化）

- ・基礎講座、専門講座を新たに実施するとともに、校園内研修を支援

相談・支援体制

障がい者就業・生活支援センター

- ・就業する前段階での生活面でのサポート
- ・就職活動の手伝いから就職後の職場との調整
- ・職場定着支援
- ・発達障がい者就労支援事業（発達障がい者の専門相談員（発達障がい者就業支援コーディネーター）が、関係機関と連携し、就労支援を行う）

(9) 発達障がい者就業支援コーディネーターの増員

- ・コーディネーターを1名増員し、増え続ける成人の就労ニーズに対応

支援の実施状況

療育

- ・児童発達支援事業（就学前児童に対する日中支援等）

(3) 専門療育機関の設置

- ・児童（200名）への個別的・専門的な療育、保護者への研修等を実施

教育

- ・巡回相談支援事業（教育委員会）

(6) 巡回相談体制の強化

- ・学校園を訪問し指導・助言を行う作業療法士を新たに配置
- ・各校の特別支援教育コーディネーターによる校内支援体制
- ・個別の教育支援計画作成による校内及び関係機関との連携
- ・教育活動支援員の配置（市内の小中学校の通常学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒に対し、安全確保、学習支援等の支援を行う）
- ・特別支援教育補助員の配置（市内の小中学校の特別支援学級に在籍する発達障がい等も含む児童・生徒に対し、安全確保、学習支援等の支援を行う）

障がい福祉サービス

- ・日中活動支援（H24～、自立支援法 法定事業）
生活介護、就労継続支援等

保育・教育

生活する場での支援（保育・教育、区の子育て支援室など）

- ・子育て支援室での相談
- ・巡回相談支援事業
- ・個別支援計画・個別指導計画を通じた家庭との連携（保育所・幼稚園）

児童福祉サービス

- ・放課後等デイサービス（就学児童に対する日中支援等）

(8) 児童養護施設等での発達障がい児自立支援

- ・児童が施設を退所後に自立できるよう、必要な支援を実施

相談

大阪市こども相談センター ※児童に関する様々な相談、情報提供

「発達障がい者支援室」の設置（ライフステージに応じた一貫した支援を目指し、関係局が連携し、施策の充実を図る）

- ・「発達障がいガイド」のHP公開（発達障がいの特性及びライフステージを通した本市施策の説明）
- ・「発達ノート」（基本情報や相談履歴等を書き込むことができるノートを配付。はじめて対応する際も、対象者の状況が把握しやすく、適切な支援が可能。）
- ・「発達障がい児療育支援事業啓発DVD「広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援～就学前編～」の保護者、関係機関等への配付、動画HP公開
- ・発達障がい児療育支援事業啓発冊子を児童発達支援事業所等に配付
- ・保育所職員向け指導事例集「できた！わかった！たのしいよ！」の保育所への配付
- ・特別支援教育推進DVD「発達障がいの理解と支援」配付
- ・教員向け指導事例集等「できた！わかった！」「できた！わかった！」2の全学校園への配付
- ・「発達障がい者支援指針」（仮称）の検討・策定
- ・「世界自閉症啓発デー」・「発達障害啓発週間」の普及啓発活動

福祉局 : (1)・(3)・(9)

こども青少年局 : (2)・(8)

教育委員会事務局 : (4)・(5)・(6)・(7)

企画・啓発